

大野町総合町民センター及び大野町立図書館の指定管理者

募 集 要 項

令和8年8月

大 野 町

目 次

第 1	指定管理者募集の趣旨.....	2
第 2	施設の概要.....	2
第 3	施設の内容.....	2
第 4	募集の内容.....	2
第 5	募集から決定までのスケジュール.....	6
第 6	申請に係る事項.....	7
第 7	指定管理候補者の選定手続.....	11
第 8	申請資格の喪失.....	14
第 9	指定管理者の指定及び協定締結に係る事項.....	15
第 1 0	公租公課の取扱い.....	15
第 1 1	その他留意事項.....	15
第 1 2	様式資料.....	16
第 1 3	問い合わせ先.....	16

大野町総合町民センター及び大野町立図書館の指定管理者募集要項

第1 指定管理者募集の趣旨

大野町総合町民センター及び大野町立図書館の管理運営について、設置の目的を効果的かつ効率的に達成するため、大野町総合町民センターの設置及び管理に関する条例（平成5年大野町条例第28号）第4条の2及び大野町図書館設置条例（平成5年大野町条例第29号）第3条の規定に基づき、以下のとおり指定管理者を募集します。

第2 施設の概要

- 1 名称 大野町総合町民センター及び大野町立図書館
- 2 所在地 岐阜県揖斐郡大野町大字黒野990番地
- 3 施設の設置目的
大野町総合町民センターは、町民の教育、芸術、文化の振興及び福祉の増進を図ることを目的とします。また、大野町立図書館は、町民の教育と文化の発展に寄与することを目的とします。
- 4 沿革等
平成6年7月 大野町総合町民センター及び大野町立図書館 開館
平成19年10月～ 指定管理者による管理

第3 施設の内容

施設形態	複合施設
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2階建
敷地面積	18,877㎡ 15,722㎡（大野町総合町民センター） 890㎡（北側駐車場）25台 2,265㎡（南側駐車場）65台
床面積	8,506.07㎡
専用駐車場	3,992㎡（大野町総合町民センター南駐車場）150台

第4 募集の内容

- 1 指定管理者が行う業務の範囲
指定管理者は、次に掲げる業務を実施してください。なお、当該業務の詳細については、別添「大野町総合町民センター及び大野町立図書館管理運営仕様書」（以下「仕様書」といいます。）に定めるとおりです。
【性能発注の基本的な考え方】
町は、法令等により実施方法が定められている事項及び最低条件として明示する事項を除き、業務の具体的な手段、回数、人員数等を一律に指定せず、達成すべき目的及び要求水準を示します。申請団体は、要求水準を満たすための実施方法、体制、頻度及び使用機材等を自ら設定し、その合理性及び実現可能性を提案してください。
(1) 大野町総合町民センター
 - ① 施設の使用の許可等に関すること
 - ② 施設の管理に関すること
 - ③ 文化の振興に資する事業の企画及び実施に関すること
 - ④ 施設を利用する者への便宜の供与に関すること

- ⑤ 施設の利用の促進に関すること
- ⑥ その他仕様書に定めること
- (2) 大野町立図書館
 - ① 図書館資料の収集及び利用に関すること
 - ② 図書の分類整理及び保存に関すること
 - ③ 読書会等の開催に関すること
 - ④ 施設の管理に関すること
 - ⑤ 施設の環境整備に関すること
 - ⑥ その他仕様書に定めること
- 2 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者は、次に掲げる管理の基準に基づいて施設を管理してください。なお、当該管理の基準の詳細については、別添仕様書に定めるとおりであり、その細目については、町と指定管理者との間において別途締結する協定で定めるものとします。

- (1) 開館時間及び休館日

開館時間及び休館日については、次のとおりです。

 - ① 開館時間

大野町総合町民センターは、午前9時から午後10時まで
大野町立図書館は、午前10時から午後6時まで
 - ② 休館日

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）の翌日
ただし、金曜日・土曜日が休日の場合は、この限りではありません。

イ 毎週月曜日
ただし、月曜日が休日の場合は、翌日とします。

ウ 12月29日から翌年の1月3日まで
ただし、指定管理者が必要と認めたときは、あらかじめ町（教育委員会）の承認を得て、臨時に休館し、又は休館日を変更し休館日に業務を行うことができます。
 - ③ 指定管理者は、あらかじめ町（教育委員会）の承認を得て、開館時間を変更し、又は臨時に休館し、若しくは休館日を変更することができます。
- (2) 利用料金

指定管理者は、大野町総合町民センターの設置及び管理に関する条例第9条第3項の規定により、施設の利用料金を自らの収入として収受することができます。

なお、「大野町社会教育施設等に係る利用料金の減額及び免除に関する規則」については、引き続き適用していただきます。この減免による減収分について、補てん等の措置はありません。
- (3) 法令等の遵守
 - ① 関係法令等

指定管理者は、業務の遂行に当たり、次の関係法令等を遵守してください。

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）その他行政関係法令

イ 大野町総合町民センターの設置及び管理に関する条例、大野町総合町民センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成5年大野町教育委員会規則第2号）、大野町図書館設置条例、大野町図書館管理規則（平成5年大野町

- 教育委員会規則第3号) その他町が定める要綱、要領等
- ウ 大野町契約規則(昭和39年大野町規則第1号)
- エ 労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号) その他労働関係法令
- オ 消防法(昭和23年法律第186号)、水道法(昭和32年法律第177号)、電気事業法(昭和39年法律第170号)、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)、警備業法(昭和47年法律第117号)、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)、有線電気通信法(昭和28年法律第96号)、その他施設(設備を含みます。)の維持管理又は保守点検に関する法令
- カ 食品衛生法(昭和22年法律第233号)、興行場法(昭和23年法律第137号)、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)、岐阜県公衆浴場法施行条例(昭和24年岐阜県条例第14号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、遺失物法(平成18年法律第73号)、農薬取締法(昭和23年法律第82号)、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号) など業務の実施に伴い関連する法令
- キ その他関係法令等

② 個人情報保護

個人情報の保護に関する法律(法律第57号) その他関係法令及び町の関係規程を遵守し、施設の管理に係る業務において取り扱う個人情報の保護のために指定管理者が講ずべき必要な措置として、個人情報保護規程を整備し、当該個人情報の適正な収集及び管理を行ってください。

③ 守秘義務

指定管理者が行う施設の管理に係る業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知ることのできた個人情報及び業務の処置上知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要な措置を行ってください。

④ 情報公開

大野町情報公開条例(平成12年大野町条例第37号) 第19条第1項の規定により、同条例の趣旨にのっとり、指定管理者が保有する施設の管理に係る情報の公開に関し当該指定管理者が講ずるよう努めるものとされる必要な措置として、情報公開規程及び申出等の窓口設置など情報公開体制を整備し、当該情報の適正な公開を行ってください。

⑤ 文書の管理・保存

指定管理者が施設の管理に係る業務において作成し、又は取得した文書(図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいいます。))を含みます。)については、大野町公文書規程(平成2年大野町訓令第6号)に準じて文書管理規程を整備し、適正な管理及び保存を行ってください。

また、4に定める指定期間の終了時には、町の指示に従って、当該文書を町

に引き渡してください。

3 町と指定管理者とのリスク分担

町と指定管理者とのリスク分担は、次の表のとおりとし、詳細については、両者の間において別途締結する協定又は両者の協議で定めることとします。

また、指定管理者は、損害賠償責任保険その他必要な保険に加入しなければなりません。

リスク分担表

協定締結にあたり、町が想定する主なリスク分担は、以下のとおりです。

種類	リスクの内容	リスク負担者	
		町	指定管理者
施設の法的管理	施設の使用許可及びその取消し	—	○
	施設の行政財産使用許可及びその取消し	○	—
法令等の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令等の変更	○	—
	上記以外の場合	—	○
施設の修繕	1箇所1件当たり30万円以上	○	—
	1箇所1件当たり30万円未満	—	○
備品の維持管理等	1物品当たり15万円以上	○	—
	1物品当たり15万円未満	—	○
事業の中止	町の指示によるもの	○	—
	上記以外のもの	—	○
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤火災、争乱、暴動その他指定管理者の責めにも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	—
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持・管理経費における当該事情による増加経費の負担	○	—
物価の変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増	—	○
金利の変動	金利の変動に伴う経費の増	—	○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調	—	○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応	—	○
支払いの遅延	経費の支払い遅延（町→指定管理者）に起因するもの	○	—
	上記以外のもの	—	○
計画変更	事業内容の変更	○	—
利用者等への損害賠償	指定管理者の責めに帰すべきもの	—	○
	上記以外のもの	○	—
業務不適合	募集要項等、協定により定めた要求水準に不適合	—	○
セキュリティ	警備不備による犯罪発生	—	○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用	—	○
建物の改造等	指定管理者の都合によるいわゆる「模様替え」等	—	○

※「物価の変動」のリスク分担について、指定期間中に、経済事情の激変又は予見することができない事情の発生により、指定管理料が著しく不適當であると認められるときは、町と指定管

理者は実情を確認した上で協議し、指定管理料の額を変更することができるものとします。

4 指定期間

指定期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とします。

5 指定管理者が行う業務に要する経費等

指定管理者が管理の業務を行うに当たって必要となる経費は、町が指定管理者に対して支払う指定管理料、指定管理者が施設の利用者から収受する利用料金その他の管理業務関連収入によって賄うことになります。

(1) 指定管理料の上限額

指定管理料の額は、施設の維持管理費及び運営費、企画事業費その他の管理業務関連支出の見込額合計から、利用料金、事業収入その他の管理業務関連収入の見込額合計を差し引いて算出するものですが、町は、指定期間の各年度に支払う指定管理料の上限額として、次に掲げる額を予定しています。ただし、実際に支払う指定管理料の額は、町議会の議決により変動することがあります。

指定期間の各年度における指定管理料の上限額

97,452千円（消費税及び地方消費税を含みます。）

なお、指定期間中のいずれかの年度の指定管理料について、当該上限額を超える額を提案した申請団体は、選外とします。

また、指定管理料の上限額には、施設全体の光熱水費などすべての管理経費（浄化槽管理及び廃棄物収集を除く。）が含まれています。このため、指定管理者は、施設全体の管理経費を指定管理料から支払うことになります。

(2) 指定管理料の支払方法

町と指定管理者との間において別途年度ごとに締結する協定に基づき、町は指定管理者に対して指定管理料を支払います。

(3) 前受金の引継ぎ

指定期間終了後の施設の利用に利用料金をあらかじめ前受金として収受している場合には、指定期間終了の際、当該前受金を町に引き継いでいただきます。ただし、町が認めた場合には、次期指定管理者に対して引き継ぐことができるものとします。

(4) 管理口座及び区分経理

施設の管理に係る業務に関する収入及び支出は、指定管理者が日常使用している口座とは別の口座により管理してください。

また、当該管理に係る業務は、他の業務と区分して経理してください。

第5 募集から決定までのスケジュール

指定管理者の募集から決定までのスケジュールは、次のとおりです。なお、詳細については、第6から第9までを参照してください。

- | | |
|-------------|------------------------------|
| 1 公募の公表 | 令和8年8月20日(木) |
| 2 質問書受付期間 | 令和8年8月20日(木)から令和8年9月10日(木)まで |
| 3 現地説明会申込期限 | 令和8年9月10日(木) |

4	現地説明会	令和8年9月17日(木)
5	質問書の回答	令和8年9月24日(木) までに随時回答
6	申請書受付期間	令和8年10月1日(木)から令和8年10月15日(木)まで
7	一次審査(書類審査)	令和8年10月22日(木)
8	二次審査	令和8年10月27日(火) 予定
9	選定結果の通知	令和8年11月4日(水) 予定
10	細目協議	令和8年11月上旬から中旬
11	町議会の指定議決	令和8年12月中旬
12	指定管理者の指定	令和8年12月下旬

第6 申請に係る事項

1 申請資格

申請団体は、次に掲げるすべての要件を満たす法人その他の団体でなければなりません。共同体で申請する場合には、その構成員であるすべての団体が当該要件を満たしている必要があります。

- (1) 国税及び地方税について未納の税額がないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当し、本町において入札参加資格停止措置を受けている団体でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含みます。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続が行われていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと、又は当該暴力団若しくはその構成員（構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）と関係を有しないこと。
- (5) 前2年以内において、地方自治法第244条の2第11項の規定による指定管理者の指定の取消しを受けていないこと。
- (6) 本町における指定管理者の指定に係る申請資格を喪失していないこと（第8参照）。
- (7) 町職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する特別職（町長、副町長、議会の議員、委員会の委員及び監査委員に限りまゝ。）又は一般職にある本町の職員をいいます。）が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者又は支配人の地位にある団体でないこと。
- (8) 岐阜県内に主たる事務所を置いていること（共同体で申請する場合にあつては、その構成員の代表団体（当該共同体の構成員のうち、出資の割合又はその施設の管理の業務に係る責任の程度が最大であるものをいいます。）が岐阜県の区域内に主たる事務所を置いていること。）。

これらの要件は、申請時点から指定管理者の指定があるまで、継続的に満たしている必要があります。

なお、一の募集につき、一の団体が複数の申請（他の団体と共同体を構成して申請する場合を含みます。）を行うことはできません。

2 申請手続

(1) 公募の公表

令和8年8月20日（木）から大野町ホームページ等で公表します。窓口及び郵送による配付は行いません。

公表期間：令和8年8月20日（木）から令和8年10月15日（木）まで

(2) 質問の受付

① 受付期間

令和8年8月20日（木）から令和8年9月10日（木）午後4時30分まで（閉庁日を除きます。）

② 受付場所

岐阜県揖斐郡大野町大字大野80番地 大野町役場
大野町教育委員会生涯学習課生涯学習係

③ 提出方法

様式第1号「大野町総合町民センター及び大野町立図書館の指定管理者募集に関する質問票」に記入の上、電子メール（shougai@town-ono.jp）若しくはファクシミリ（0585-34-3334）、又は持参により提出してください。なお、電子メール及びファックスの未到達を防ぐため、送信後電話にて着信の確認をお願いします。

④ 質問の回答

ア 回答の方法

質問に対する回答は、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き大野町ホームページに掲載し、個別には回答しません。

イ 回答日

令和8年9月24日（木）までに随時回答

ウ 回答の取扱い

募集要項及び仕様書等の追加又は修正とみなします。

⑤ 現地説明会

ア 開催日時

令和8年9月17日（木）午後1時30分から

イ 開催場所

大野町総合町民センター 2階 特別会議室

当日の連絡先：大野町教育委員会生涯学習課生涯学習係

（電話：0585-35-5379）

出席人数は、各法人等2名以内とします。ただし、共同体においては、構成員ごとに2名以内とします。

※参加を希望される方は、事前に大野町教育委員会生涯学習課に直接電話連絡をしてください。なお、当日募集要項等は配布しませんので、必ずご持参願います。

ウ 申込先

岐阜県揖斐郡大野町大字大野80番地 大野町役場
大野町教育委員会生涯学習課生涯学習係

エ 申込方法

様式第2号「大野町総合町民センター及び大野町立図書館の指定管理者募集に関する現地説明会参加申込書」に記入の上、電子メール（shougai@town-

ono.jp) 若しくはファクシミリ (0585-34-3334)、又は持参により提出してください。

オ 申込期限

令和8年9月10日(木) 午後4時30分まで

⑥ 申請書類の受付

ア 受付期間

令和8年10月1日(木) から令和8年10月15日(木) までの(閉庁日を除きます。) 午前8時30分から午後4時30分まで

イ 提出書類

次の書類((コ)の書類は、共同体で申請する場合に限ります。)を提出してください。

また、共同体で申請する場合にあっては、(ウ)から(ク)まで及び(サ)の書類は、その構成員に係るものを提出してください。

なお、書類一式はあらかじめ作成されているパンフレット用を除き、極力、製本あるいはホチキス止め等をせず、1部ずつファイル等に綴じてください。

(ア) 大野町総合町民センター及び大野町立図書館指定管理者指定申請書(様式第3号)

(イ) 大野町総合町民センター及び大野町立図書館指定管理者事業計画書(様式第4号)

事業計画書には、仕様書に示す主要な要求水準ごとに、①達成目標、②成果指標及び算定方法、③実施手法及び体制、④確認・記録方法、⑤未達又は不具合発生時の改善方法を記載してください。実施回数や配置人数のみを提案の中心とせず、それらがどのように成果につながるかを説明してください。併せて、施設・設備の状態維持、災害等における業務継続、情報セキュリティ、地域との連携、指定期間終了時の引継ぎについて、達成すべき状態とその確認方法を記載してください。具体的な手段は、仕様書の要求水準を満たす範囲で申請団体の提案によるものとします。

併せて、要求水準達成計画表(様式第4号別紙4)を提出してください。

(ウ) 申請団体概要書(様式第5号)

(エ) 定款、寄附行為その他これらに類するもの

(オ) 申請日前3カ月以内に交付された法人の登記事項証明書(法人以外の団体にあっては、代表者の住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書)又はその写し

(カ) 現事業年度の収支予算書、直近事業年度の事業報告書及び直近3事業年度分の貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表(当該財務諸表がない事業年度分を除きます。グループ企業で連結決算を行っている場合には、加えて連結決算書)

(キ) 納税証明書

直近3年度分の納税等を証明する書類(法人税、法人事業税、法人県民税、消費税及び地方消費税、市町村税)

※ 原本を提出すること。

(ク) 法人等の主要業務及び類似施設の管理の実績を記載した書類

(ケ) 暴排措置対象法人等でないことの誓約書(様式第6号)

- (コ) 共同体構成員届出書（様式第 7 号）及び大野町総合町民センター及び大野町立図書館管理運営業務に関する共同体協定書（様式第 8 号）

なお、当該共同体協定書においては、代表団体の出資の割合又は責任の程度が最大であることが明確となるように、関係条項を規定してください。

- (サ) 誓約書（様式第 9 号、様式第 9 号の 2（共同体用））

- (シ) 喫茶室等運営計画書（様式第 10 号）

ウ 提出先

岐阜県揖斐郡大野町大字大野 80 番地 大野町役場
大野町教育委員会生涯学習課生涯学習係

エ 提出方法

必ず持参により提出してください。

オ 提出部数

正本 1 部、副本 10 部

カ その他留意事項

- (ア) 申請書類（官公署が交付する証明書を除きます。）の大きさは、日本産業規格 A4 判とし、ページ数を中央下部に表記してください。

- (イ) 申請書類の作成に当たっては、日本語、日本国の通貨単位及びメートル法を使用してください。

- (ウ) 申請に際して必要となる費用は、すべて申請団体の負担とします。

- (エ) 提出された申請書類は、返却しません。

- (オ) 提出された申請書類に不備がある場合は、事業計画の内容に影響を及ぼさない範囲内の軽微なもの（添付すべき証明書類の添付漏れ、提出部数の不足等）にあつてはその補正を認めますが、事業計画書の記載事項の訂正又は全部若しくは一部の差し替えなど、当該範囲を超えるものにあつては、その補正を認めません。ただし、収支計画に自主事業に係る金額が含まれているときは、当該金額を収支から除外するよう補正を求めることとし、当該補正に応じない申請団体は、選外とします。

- (カ) 提出された申請書類は、大野町情報公開条例の定めによる公文書公開請求の対象となり、個人に関する情報その他の同条例第 9 条に規定する非公開情報に該当する部分を除き、同条の規定により公開されます。

- (キ) 提出された申請書類の著作権は、その著作者に帰属するものですが、町が必要と認める場合には、その全部又は一部を無償で使用します。

- (ク) 申請内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利を侵害した結果生じる責任は、すべて申請団体が負うものとします。

- (ケ) 町が必要と認める場合には、申請書類の補正又は追加資料の提出を求めることがあります。

仕様書に示す標準的な実施条件又は参考例と異なる手法を提案する場合は、対象事項、代替手法、同等以上の成果が得られる根拠、想定リスク及び補完措置を明記してください。要求水準を下回る提案又は検証方法が不明確な提案は、評価の対象としないことがあります。

- (コ) 現地説明会その他町の職員と接する選定手続の場に、町の職員であった者を参加させることはできません。

- (サ) 申請団体(共同体である場合には、その構成員である団体を含みます。)の名称は、審査手続が終了するまで公表しません。

3 申請の取下げ

申請書類の提出後に申請を取り下げる場合には、事前に電話連絡の上、大野町総合町民センター及び大野町立図書館指定管理者指定申請取下書(様式第11号)を持参により提出してください。

<提出先>

岐阜県揖斐郡大野町大字大野80番地 大野町役場
大野町教育委員会生涯学習課生涯学習係
(電話:0585-35-5379)

なお、第7・1(2)に定める大野町指定管理者選定委員会の審査後に申請を取り下げた申請団体(共同体である場合には、その構成員であるすべての団体を含みます。)は、その取下げの日から1年間、本町における指定管理者の指定に係る申請資格を喪失します。

第7 指定管理候補者の選定手続

1 審査方法

(1) 一次審査(書類審査)

申請団体数が3を超えた場合、次のとおり一次審査を行い、原則上位3団体を選定します。なお、申請団体数が3を超えない場合は、一次審査を行わず、二次審査でその全ての申請団体を審査します。

ア 審査内容

事業計画書等の内容審査

イ 審査結果の通知

審査結果は、申請団体に通知します。また、一次審査で選定された申請団体には、二次審査の会場、日時をあわせて通知します。

(2) 二次審査

提出された提案内容に基づき、大野町指定管理者選定委員会において、プレゼンテーションを行っていただきます。なお、不参加の場合は、申請を辞退したものとみなします。

審査においては、提案された業務量の多寡のみでなく、要求水準及び成果目標との対応、実施手法の合理性、実現可能性、リスク管理、検証可能性並びに継続的改善の仕組みを総合的に評価します。

【プレゼンテーションについて】

日 時 令和8年10月27日(火) ※予定
※正式な日時は、後日ご連絡します。

場 所 大野町役場 2階 公室

時 間 プレゼンテーション30分以内 質疑応答15分程度

留意事項

- ・当日の出席者は、説明者及び質問への対応者で3名以内とします。
- ・プレゼンテーションの順番は、申請書を受理した順とします。

- ・申請書に基づき行い、提案書に記載していない提案を追加して説明することは不可とします。
- ・プレゼンテーションが指定した時間を超過したときは、途中で打ち切る場合があります。
- ・説明の際に機器を使用される場合は、プロジェクター及びスクリーンは大野町で用意しますので、事前にお申し出ください。その他の機器は、申請団体でご用意ください。

2 審査基準

申請内容については、次の基準により審査します。

選定基準		審査項目	審査内容	配点	比率
1	利用者の平等な利用が確保できるものであること	利用者の平等な利用の確保	・ 利用者の平等な利用が確保されているか	A・B・C・D・E	20
			・ 事業内容等に偏りがないか	A・B・C・D・E	
		管理運営に対する基本方針	・ 施設運営のための運営方針は適切か	A・B・C・D・E	
			・ 施設の管理運営に対する意欲が感じられるか	A・B・C・D・E	
2	施設の効用を最大限に発揮し、利用者のサービスの向上が図られるものであること	利用促進に向けた取組み	・ 広報計画の内容は適切か	A・B・C・D・E	25
			・ 利用促進への取組み内容は適切か	A・B・C・D・E	
		利用者のサービス向上	・ サービス向上のための取組み内容は適切か	A・B・C・D・E	
			・ 利用者の意見の把握・反映の内容は適切か	A・B・C・D・E	
			・ 施設の設備等の活用の内容は適切か	A・B・C・D・E	
3	施設の適切な維持管理が図られるものであること	施設の維持管理の内容及び手法	・ 施設・整備の維持管理の取組み内容は適切か	A・B・C・D・E	10
			・ 安全管理・安全対策は適切か	A・B・C・D・E	
4	施設の管理経費の節減が図られるものであること	施設の管理運営に係る経費の内容	・ 収支計画書は適切で、管理経費の節減が図られる見込みがあるか	A・B・C・D・E	10
			・ 経費節減のための取組みは適切か	A・B・C・D・E	
5	管理を安定して行う人的、物的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること	収支計画の内容及びその実現性	・ 収支計画と事業計画の整合はとれているか	A・B・C・D・E	25
		安定した運営が可能となる人的能力	・ 職員の採用・確保・配置の方策は適切か	A・B・C・D・E	
			・ 職員の研修体制は十分か	A・B・C・D・E	
		安定した運営のための財政的根拠と実績	・ 団体の財政状況は健全か	A・B・C・D・E	
			・ 同様の施設の管理実績はあるか	A・B・C・D・E	
6	その他	個人情報の保護措置・情報公開	・ 個人情報の保護措置及び情報公開の取組み内容は適切か	A・B・C・D・E	10
		その他の提案企画	・ 提案・企画の内容等は適切か	A・B・C・D・E	
合 計					100

※ なお、総合得点が最上位である場合でも、個別の審査項目に重大な欠落がある場合は、第1位順位にはなりません。

3 優先交渉権者等の決定

大野町指定管理者選定委員会委員の評価点の合計が、最高点の者を優先交渉権者として決定します。

なお、事業者の選定に当たっては、大野町指定管理者選定委員会委員の評価点の合計が評価満点の60%以上であることを最低基準とします。

最高点の者が複数いる場合は、大野町指定管理者選定委員会において協議し、選定する。

申請団体が1者のみの場合であっても審査は実施し、大野町指定管理者選定委員会委員の評価点の合計が最低基準を満たすときは、当該申請団体を優先交渉権者として決定します。

4 指定管理者候補者の決定

3の決定後、町と優先交渉権者との間において、指定管理者候補者の選定に向けた細目協議を行います。

優先交渉権者との間における細目協議が調わないときは、協議を中止、町は改めて次点の者との間において指定管理候補者の選定に向けた細目協議を行いますが、その中止の判断は、優先交渉権者が失格となり、又は申請を取り下げたこと、優先交渉権者による管理の業務の履行が困難であり、又は当該優先交渉権者にこれを履行させることが著しく不相当であると判断される事実が判明したことなど、協議を継続し得ない客観的な事実の発生を基礎として行います。

なお、町が優先交渉権者との間における細目協議を中止するに当たっては、大野町指定管理者選定委員会に対して、その判断の適否についての意見を求めます。

細目協議が調い次第、町は、当該優先交渉権者又は次点の者を指定管理候補者として選定することを決定し、その旨をこれらの者に通知した上、大野町ホームページにおいて公表します。

第8 申請資格の喪失

指定管理者の指定前において、申請団体（共同体である場合には、その構成員であるすべての団体を含みます。）に次のいずれかの事実が認められた場合、当該申請団体（共同体である場合には、その構成員であるすべての団体を含みます。）は、その事実が判明した日から1年間、本町における指定管理者の指定に係る申請資格を喪失します。したがって、(1)から(7)までのいずれかに該当する申請団体は、失格となります。

- (1) 大野町職員への接触等により、不正に情報入手する等を行ったこと。
- (2) 町に対して、指定管理者候補者の選定に関する不当な働きかけを行ったこと。
- (3) 指定管理者候補者の選定手続が終了するまでの間に、他の申請団体と申請の内容又はその意思について相談を行ったこと。
- (4) 指定管理者候補者の選定手続が終了するまでの間に、他の申請団体に対して申請の内容を意図的に開示したこと。
- (5) 申請書類の虚偽記載その他選定結果に影響を及ぼす不正行為を行ったこと。
- (6) 町と優先交渉権者又は次点の者との間において指定管理者候補者の選定に向けて行った細目協議が、当該優先交渉権者又は次点の者の責めに帰すべき事由によ

り調わなかったこと。

(7) 大野町指定管理者選定委員会の審査後において、申請を取り下げたこと。

なお、町は、大野町指定管理者選定委員会の意見を踏まえて、これらの事実の認定を行います。

申請資格を喪失した申請団体（共同体である場合には、その構成員であるすべての団体を含みます。）に対しては、申請資格を喪失した旨及びその理由、(1)から(7)までのいずれかに該当する事実が判明した日並びに申請資格の喪失期間（(1)から(6)までのいずれかに該当する申請団体にあつては、併せて、失格となった旨）を通知します。

第9 指定管理者の指定及び協定締結に係る事項

1 指定管理者の指定

(1) 指定管理者の指定の議決

町は、指定管理候補者を指定管理者として指名するため、その指定に係る議案を町議会へ提出し、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等について地方自治法第244条の2第6項の議決を受けます。

(2) 指定管理者の指定

(1)の議決を受けた後、町は、速やかに指定管理候補者に対して指定に係る通知を行います。

2 協定の締結

指定管理者の指定後速やかに、町と指定管理者は、指定期間を通じた包括的事項に係る基本協定を締結するものとします。

また、年度ごとの指定管理料の額、事業計画等について、指定期間中の各年度、当該基本協定とは別に年度協定を締結するものとします。

第10 公租公課の取扱い

指定管理者は、法令の定めるところにより、所要の公租公課を負担しなければなりません。

このうち国税及び地方税については、法人税、法人住民税及び法人事業税のほか、指定管理料に係る消費税及び地方消費税、事業所税などを負担しなければならないことがあります。

具体的な取扱いについては、それぞれの業務を所管する官公署に確認してください。

第11 その他留意事項

1 施設内設備を活用した喫茶室等の運営

指定管理者は、指定管理業務に付随する業務として、以下の施設を町から行政財産の使用許可を受け運営していただきます。

なお、大野町指定管理者選定委員会による審査対象とはしませんが、各設備の運営形態等についての計画の提出を必須とします（喫茶室等の運営計画書：様式第10号）。

ア 喫茶室（1階）

イ 自動販売機（1階）

2 ネーミングライツへの対応

町は、指定管理者の募集と併せて、大野町総合町民センターのネーミングライツ事業の募集を実施しています。命名権者（以下、命名権者をネーミングライツパートナーと称する。）が選定された場合、指定管理者は、町及びネーミングライツパートナーとの協議に基づき、施設の看板、案内表示、印刷物、ウェブサイトその他施設名称を表示する媒体の変更及び周知その他必要な対応に協力してください。

3 指定管理者の指定の取消し等

指定管理者が町の指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定により、町は指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

4 協定書に定めのない事項等の取扱い

第9・2において締結した協定書に定めのない事項その他疑義の生じた事項については、町及び指定管理者の双方が誠意を持って協議するものとします。

5 業務の引継ぎ

指定期間の終了又は指定管理者の指定の取消しにより、町又は次期指定管理者に管理の業務を引き継ぐ必要が生じたときは、その円滑な引継ぎに協力してください。

第12 様式資料

1 様式

別記のとおりです。

第13 問い合わせ先

〒501-0592

岐阜県揖斐郡大野町大字大野80番地 大野町役場

大野町教育委員会生涯学習課生涯学習係

電話番号 0585-35-5379

FAX 0585-34-3334

E-mail shougai@town-ono.jp